

中小企業振興基本条例調査特別委員会

(令和7年4月17日)

○ 加納康樹委員長

それでは、ただいまより中小企業振興基本条例調査特別委員会、開催をさせていただきたいと思います。

まず、上副委員長のほうが若干遅れられるということと、田中委員におかれましてはご不幸がございましたので、本日は欠席ということでご連絡をいただいております。定足数のほうは足りておりますので、委員会として成立しておりますので、開催をさせていただきたいと思います。

今日、前回のときに言ったかもしれないんですが、もしかしたら理事者が出席できないかもというふうなところでもあったんですが、ご覧のとおりで、理事者の皆様にもご出席をいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

じゃ、そういうこと的前提下、商工農水部長が替わられましたので、突然振りますが、渡辺部長、一言お願いします。

○ 渡辺商工農水部長

皆さん、おはようございます。この4月から商工農水部長を拝命いたしました渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このメンバーですけど、私以外は替わっておりませんので、引き続きよろしくお願いいたします。商工農水部、1次産業、2次産業、3次産業、しっかりと振興のほう、頑張っていきたいと思いますので、引き続きご支援、ご鞭撻のほう、よろしくお願いいたします。

○ 加納康樹委員長

よろしくお願いいたします。

それでは、本日なんですが、お手元にありますように、先日まで、意見募集、パブリックコメントを行ってございましたので、それらについて、どのような回答としてまとめているのかということ、皆さんと合意をしていきたいというふうに思っております。パブリックコメントのほうは、3月14日から4月11日の金曜日までさせていただいております、いただいたご意見の内容と、正副委員長のほうでお示しをするご意見に対する回答というものはアップロードをしておりますので、会議用システムのほうからご確認をいただきました

いと思っております。

それでは、議事の整理都合といいたいでしょうか、皆さんのお手元には、逐条解説のほうはペーパーでもお配りをしてしておりますので、そちらのほうもご参照をいただきながら、どのような形で回答をまとめていくのかということに関して、今日のご協議をお願いしたいと思っております。

では、順次事務局のほうから説明をさせていただきます。

事務局、お願いいたします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

本日の資料、先ほど委員長からご案内がございましたけれども、意見募集に対する回答案についてはタブレットに配信しております。四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）【逐条解説付き】につきましては、タブレットへの配信と併せて、お手元に紙資料を配付しております。

まず、資料002、意見募集に対する回答案をご覧ください。

こちらの資料につきましては、左側にいただいた意見の内容を原文のまま記載をしております、右側にご意見に対する考え方という構成にしておりまして、ご意見に対する回答案を正副委員長で事前に整理いただいております。また、ご意見を受け、条例素案に反映させていただいた内容については、赤色の見え消しで修正及び加筆をしております。

それでは、意見募集に対する回答案及び条例素案に修正、加筆したところを順番に説明させていただきます。

まず、意見募集に対する回答案のナンバー1、第2条（定義）についてのご意見となります。

第2条の定義における小規模企業とは個人事業者も含められるのか。経営環境の厳しい中、事業に真摯に取り組んでおられるとか、伝統産業を承継されておられる個人事業者も多いことから、小規模企業の括弧書きでもよいことから、個人事業者を含むを入れていただきたいというご意見をいただきました。

こちらの意見に対する回答案としましては、第2条第2号の小規模企業の定義には、中小企業基本法に基づく小規模企業者の要件を満たす個人事業主も含まれることから、いただいた意見を踏まえ、解説に次の下線のとおり追記いたしました。第2号では、小規模企

業（個人事業主を含む）について定義していますと整理をさせていただいております。

また、ご意見を受け、条例素案に対しましても、こちらは3ページの赤字部分になりますが、第2号では、小規模企業（個人事業主を含む）という形で追記をさせていただきました。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

まず、1項目め、ナンバー1のところからご意見を伺いたいと思います。

お示しをさせていただきましたように、条例本体ではなく、逐条解説の部分に（個人事業主を含む）というものを追記させていただいて、いただいたご意見に対応したいというのが正副委員長でまとめさせていただいたところでございます。

委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

（なし）

○ 加納康樹委員長

よろしいですか。

では、ナンバー1はこのような形でさせていただきたいと思います。

それでは、2項目め、お願いします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

次に、意見募集に対する回答案のナンバー2、第10条（金融機関の役割）についてのご意見となります。

第10条の定義における金融機関の役割について、中小企業等に対する支援の資金調達や経営相談等の面で重要とありますが、企業の盛衰が激しい現在では、支援策として、起業や転廃業を相談できる体制を整えた顧客本位の業務運営も金融機関の使命と言えます。それらの観点から、第10条（金融機関の役割）の解説をもう少し具体的に説明を加えていただきたいというご意見をいただきました。

こちらの意見に対する回答案といたしましては、第10条、金融機関の役割について、いただいたご意見を踏まえ、解説を次の下線のとおり修正いたしました。物価上昇や人手不

足・後継者不足への対応等、事業者の経営課題が多様化する中において、中小企業等と密接な関係がある金融機関は、顧客の置かれた状況やニーズを深く理解し、資金調達や事業の創業・転換・承継・再編・統合などの経営課題解決の支援を行うことで、地域の中小企業等の価値を向上させ、ひいては地域社会及び地域経済への貢献につなげていくよう努めるものとしておりますと整理させていただいております。

また、ご意見を受け、条例素案に対して、こちらは12ページの赤色の部分になりますが、記載のとおり修正をさせていただきました。金融機関の役割については、これまでの委員会の中で、委員からはほとんどご意見がありませんでしたが、今回いただいた意見を踏まえ、解説を充実させたものとなります。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

ということでありまして、この2番目のご意見に対しましても、条例本文ではなく、逐条解説のほう、こちらを少し厚くさせていただくということで、ご意見に対応をしたいというところでもあります。ちなみにもし皆さん、お手元があればなんですが、前回までの逐条解説と比べると、赤字がこれだけ増えているので分かりますが、かなり情報を詳しく記載させていただいているというところにもなりますので、ご意見を受けて、このように逐条解説で厚くお答えをさせていただきたいというのが正副委員長として皆様にお示しをしているところでございます。

ご意見ございましたらば、お願いをいたします。

(なし)

○ 加納康樹委員長

よろしいですか。

平野委員、今村委員もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、2項目めもこのような形での整理ということでさせていただきたいと思います。

3項目め、4項目めは同じ第11条のところなんです、一つずつ確認をしていきたいと思えます。

まず、3項目め、お願いいたします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

次に、意見募集に対する回答案のナンバー3、第11条（学校及び大学等の協力）についてのご意見となります。

第11条の条文に、創業機運醸成について盛り込んでもらいたいというご意見をいただきました。

こちらの意見に対する回答案としましては、第11条の学校及び大学等の協力については、解説において、児童や生徒に対して創業も含めた健全な職業観や勤労観を醸成することに関して明記しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、条文に次の下線のとおり追記いたしました。学校は教育活動を通じ、中小企業等の振興が市民生活の向上に果たす役割への理解を促すとともに、健全な職業観及び勤労観並びに創業機運の醸成を図り、もって次代を担う人材を育成するよう努めるものとする整理させていただいております。

また、ご意見を受け、条例素案に対しても、こちらは13ページの赤字部分になりますが、第11条の条文についても記載のとおり追記をさせていただきました。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、3項目めに関しましては、この創業機運というところ、今この時点で条例をつくるものですから、そういう点で委員会の中でも多少議論はありましたし、ヒアリングでご意見をいただいたときにもこの創業というところ、かなりキーワードでご指摘もあったところかと思っておりますので、この項に関しては、第11条の条例本文のほうに並びに創業機運という言葉を入れさせていただいてはどうかというところでお示しをしております。

委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

これは、この議論をしたときに、あんまり記憶ないんですけど、創業機運というのは非常に大事だと思うんですけども、条例の本文自体に入れるという議論はしなかったんです。逐条解説でという要望でしたんですかね。

○ 加納康樹委員長

議論的には逐条解説ぐらいでというところにとどまっていたような気はするんですが、事務局、覚えていますか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

条文なのか、逐条解説なのか、議論はしてはいただいていたんですけど、具体的にどちらにするというところまでは記憶がないですが、その趣旨を取り入れるという形で確認をいただいているというところだと思います。

○ 加納康樹委員長

なので、いただいたご意見で、条例本文にまできちんと入れていこうということですので、もし違和感があるということであれば、委員の皆様でご修正いただいてもよろしいんですが。

○ 平野貴之委員

僕ははっきり覚えていないんですけど、創業の議論があったのは多分、基本方針の第13条のところで、そこには条文に入っていて、第1号のところ、多分学校のところでは話していないような気がします。第13条の第1号、中小企業等の経営基盤の強化、事業の変革のところに創業があるかなと思って。私は別に、学校のところには入れていくのはいいかなと思います。

○ 加納康樹委員長

ご解説いただいて、別にここに入れるのは特段問題なからうというご意見ですね。今村委員、いかがですか。

○ 今村厚美委員

大丈夫です。

○ 加納康樹委員長

よろしいですか。

では、このような形で条文そのものを若干追記させていただくということで、取りまとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、引き続きで、4項目め説明をお願いいたします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

次に、意見募集に対する回答案ナンバー4、同じく第11条（学校及び大学等の協力）についての意見となります。

第11条の学校及び大学等の協力の解説に、大学等には、中小企業等との産学連携による協力を求めると記載されていますが、地元の若者を地域に残し、次代を担う人材としての育成を行うのであれば、大学進学で他地域へ流出する前に意識の醸成を図ることが必要です。大学等を学校と改め、産学連携を産学官連携または産学官金連携と改めてはいかがでしょうかというご意見をいただきました。

こちらの意見に対する回答案としましては、本条例案第2条第7号で、市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等を学校と定義しております。ご意見のように、次代を担う人材が大学進学等で他地域へ流出する前に意識の醸成を図ることが必要であることから、本条例案第11条第1項で、学校は教育活動を通じ、中小企業等の振興が市民生活の向上に果たす役割への理解を促すとともに、健全な職業観及び勤労観の醸成を図り、もって次代を担う人材を育成するよう努めるものとするを規定しております。

また、中小企業等とあらゆる主体が連携して中小企業等の振興を推進することが重要であることから、本条例案第3条第3号の基本理念で、中小企業等をはじめ、経済団体、労働団体、大企業、金融機関、学校及び大学等、市民並びに市がそれぞれの役割、責務等について相互の理解を深め、連携及び協働を図ることを規定しておりますと整理させていただいております。

こちらのご意見に対しては、ご意見に対する考え方において、学校の定義について改めて説明するとともに、ご意見のように、次代を担う人材の育成については本条例案第11条第1項で規定していることを説明しております。

また、産学官連携または産学官金連携と改めてはどうかというご意見については、本条例案第3条第3号の基本理念におきまして、中小企業等と行政と金融機関も含んだあらゆる主体が連携及び協働を図ることを規定していることを説明しております。したがって、こちらのご意見については、条例素案への反映はしておりません。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

ということでありまして、いただいたご意見はごもっともなところなんです、その趣旨に関しましては、第11条の第1項にある程度意味が入っていますよというところと、第2条及び第3条のところでも補完するようなところが示されておりますのでというところでご説明をさせていただいて、ご理解をいただきたいという形で、特段の変更には及ばないというのが皆様へお示しをしているところでございます。

ご意見あれば伺いたいと思います。

(なし)

○ 加納康樹委員長

よろしいですか。

樋口委員もよろしいですか。

○ 樋口博己委員

大学等というのは、大学及び専修学校という規定になっていますよね、第2条の8号で。これ、ちょっと意図が分かりかねるのが、大学等を学校にするというのは、高校を入れてほしいという意図ですかね。工業高校とか、商業高校であれば、こういう研究及び人材育成に関する協力ってあるのかなと思ったりしたんですけれども。

○ 加納康樹委員長

先方の意図は分からないんですが、第2条のところ、この条例としては、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等を学校と定義しておりますというふうで、この条例としてはまとめているので、ご理解くださいみたいな、そんな対応なんですけど、というまとめです。

○ 樋口博己委員

別にこれでどうこうってないんですけど、学校というと、学校教育法の定めるところで、幼稚園を除くというふうになってはいますが、大学等というと、より狭めた範囲ですもんね、これ。この第2条に定義したものとすると。この場合、どうするのかなというのは思ったんですけど、どうでしょうかね。これで悪くはないと思っておるんですけども。

○ 加納康樹委員長

樋口委員のおっしゃっていることに関して、両委員、何かご意見があれば。

なかなかパブリックコメントの対応って、難しいのは難しいなと思いつつのところなんですけど、素案でこのようにまとめさせていただいておりますのでという説明をさせていただくということによろしいですか。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

すみません。では、4項目めもこのような形で確認をさせていただきました。

次は5項目めに進みたいと思います。

事務局、説明願います。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

次に、意見募集に対する回答案のナンバー5、第13条（基本方針）についてのご意見となります。

四日市市の条例案では、中小企業と小規模企業が同列で記載されています。（基本方針）第13条の条文に、きめ細かな支援が必要な小規模事業者の経営面及び資金面に配慮しとの

記載がありました。市条例を定めるのであれば、支援について条項を設けてもらいたいというご意見をいただきました。

こちらの意見に対する回答案としましては、ご意見のように、小規模企業に対する支援は、本市が中小企業等の振興に関する施策を講じる上で重要な観点と考えており、第13条の条文に、特に経営資源の確保が困難であり、きめ細かな支援が必要な小規模企業者の経営面及び資金面に配慮し、中小企業等の振興に関する施策を講じるものとするについて明記しております。なお、ご指摘の具体的な支援施策に関しては、基本方針に基づき策定される中小企業等振興戦略プランにおいて定めることとしておりますと整理させていただいております。

こちらの意見に対しては、ご意見に対する考え方において、当委員会で関係団体の皆様と意見交換をした際にも同趣旨のご意見をいただいたことを受けて、小規模企業への配慮について条文に追記したこと、具体的な支援策に関しては、本条例制定後に行政が策定する中小企業等振興戦略プランにおいて定めることについて説明をしております。したがって、条例素案への反映はしていません。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、この5項目めに関しましても、前回までの皆さんとの議論の中で、第13条のところ、様々な追記等もさせていただいて議論もさせてもらっているということと、併せて、恐らくは、ご意見いただいた方の趣旨としては、具体にというところでしたが、このことに関しては、私たちの委員会としても、その次の第14条で戦略プランを定めるところ、その戦略プランの具体の中身に関しては、こちらでというのではなくて、プランを立てるに当たって理事者側に委ねるべきものだろうという判断をしておりますので、その説明をさせていただいて回答としたいというのが説明でございます。

ご意見ありましたらば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

よろしいですか。

では、5項目めもこのような形で回答の取りまとめとさせていただきたいと思います。
それでは、最後、6項目めに関して説明をさせていただきたいと思います。
事務局、お願いいたします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

次に、資料の意見募集に対する回答案のナンバー6、第15条、四日市市中小企業等振興審議会についてのご意見となります。

第15条に四日市市中小企業等振興審議会の構成について解説が付記されていますが、具体的な戦略プランの基となる審議会では、経営者視点での施策提案ができることが求められますので、関係団体から選出される方は、事務局人材ではなく、経営組織を持つ経営者を代表することを条件として追記いただいてはどうでしょうか。また、審議会は、戦略プランや振興施策の効果や検証を図る場でもあるべきと考えます。この点についても記載していただいてはどうでしょうかというご意見をいただきました。

こちらの意見に対する回答案としましては、第15条の四日市市中小企業等振興審議会については、本市議会の中小企業振興基本条例調査特別委員会において、参考人の皆様と意見交換をさせていただいた際にも、同審議会の委員構成、中小企業等振興戦略プランの効果検証及び中小企業等振興施策への反映などに対するご意見に関して、各委員並びに担当部局と認識を共有いたしました。本条例案の施行後に、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が別に定めるとしていることから、いただいた意見を踏まえ、市議会としても効果的に施策が実施されるよう、しっかりと注視してまいりますと整理させていただいております。

こちらのご意見に対しては、本条例施行後、同審議会の組織及び運営などに関して非常に重要なご指摘をいただいたと捉えていることから、本条例素案への反映はしております。

説明は以上です。

○ 加納康樹委員長

ということで、この6項目めも5項目めと類似な回答ということにはなろうかと思うんですが、ご意見としては当然ごもっともなことでございますが、振興審議会の構成であつ

たり云々というところに関しては、私たちの議論の中でそこまで細かくこちらで条例の中に規定するものではなくて、理事者側にある程度は一任をして、それで、最後の一文になりますが、ご意見もいただいておりますので、ご意見の回答として、議会としてもちゃんとその施策が実施されているかどうかということは注視をしていきますよということを回答させていただくということにとどめ、条文の解説等への追記はしていないという、そういう取りまとめをさせていただいているところでございます。

ご意見ありましたらば、お願いいたします。

○ 樋口博己委員

これ、最後に、市長に対してというところで、下から2行目のいただいたご意見を踏まえ、市議会としても効果的な施策が実施されるようしっかりと注視って書いてあるんですけども、ここに経営組織を持つ経営者を代表とするというふうに意見では書かれておるんですけども、何か経営陣も加わるようなことも、進言していきますとか、そんなような一文は入らんのですかね。もしくはその前文のところの4行目の最後の各委員並びに担当部局と認識を共有いたしましたのところに、そういう経営陣も参画するというのを認識、共有したとか。

○ 加納康樹委員長

入れるとしたら、そうですね、1段落目の末尾のほうが適かなとは思いますが、今、後段でおっしゃっていただいた。

○ 樋口博己委員

明確なメッセージとして回答したほうがいいのかなと思うんですけど。結構強い認識で言ってみえたと思うので。これ、逐条解説でも、関係団体などということで、そこに含まれていると思うんですよ、関係団体の中に。ただ、あえてその上でこういうご意見を出していただいたので、4行目の最後のところで、しっかりとメッセージとしての回答をしたらどうかということです。

○ 加納康樹委員長

今、樋口委員からそのようなご提案をいただいたところですが、お二方、委員の皆様、

いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

逆にちょっと理事者の皆さんに見解だけお願いしたいんですが、このような形でとどめようと思っていますし、条例、逐条解説にまで触れるものではないんですが、ご返答をするに当たって、この方がおっしゃっている事務局じゃなく、経営者も入れるという、こういうニュアンスを明記して回答するということには何か違和感といたしましょうか、いかがなところでしょうか。事務局としても差し障りがないのか、いや、やはりここまで書かれると少しというのがあれば、配慮はしなくてはならないとは当然思っていますが。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

課長からのレクも大分入ったようなので、そろそろ部長というお立場でご判断の上、ご回答いただきたいと思います。

○ 渡辺商工農水部長

すみません。商工農水部長、渡辺です。

先ほどの議論を聞かせていただいております、私として、今までの議論を勉強はさせてもらっていたんですけども、細かいところまで確認できていない状況の中で、ここで経営者の視点、経営者さんに入らせていただくということは多分必然なのかなというふうには思っております。やっぱりそういった視点もあるべきかなというふうには思っております。

一方で、今までここでの議論の中で、この審議会に経営者さんを必ず入れるべきだとか、そういった議論がなされていたかどうかというところは私もそこまで把握できていない中で、ここに経営者さんだけを書きってしまうと、何かその色に染まってしまい過ぎるのではないかという、経営者さんということがぐっとクローズアップし過ぎてしまうのではないかという危惧もあるのではないかというふうにはちょっと感じているところでございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

樋口委員、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

ただ、中小企業の支援なので、支援を受ける側ですよ、経営者というのは。そこがクローズアップされても別に問題ないような気がするんですけども。ほかにも支援を受ける対象がたくさんあって、その中に中小企業、恐らく私がやりますと言って手を挙げて入るわけではないと思うんですよ。ある程度の団体から推薦を受けたりすると思うので、そんなに。逐条解説でもなく、意見に対する回答なので、回答としてメッセージとしてはあえて入れておいたほうが、受け止め方としては我々をしっかり支援してくれるんだなと受け止めるんじゃないかなと思うんですけど。ほかの委員の皆さんの意見もあれですけど。

○ 渡辺商工農水部長

ありがとうございます。

今、そのような、この場でのご意見、委員さんのご意見ということも含めると、ここでの考え方ということでお返事されるということであれば、そこまで引っ張られることもないのかなというふうに、今、感じましたし、当然中小企業さん、零細企業さんの経営面、これは条例の趣旨としましては、支援だけではなくて、企業さんも頑張ってもらわなあかんという、その両面で条例があると思いますので、そういう意味では、どう頑張っていくかというご意見を聞かせてもらうということでは、経営者さん、当然入っていただくものだろうと私は個人的に思っていたので、ここでの考え方ということで、今、樋口委員がおっしゃったようなことがあっても、もしこの条例ができた暁に我々運営していく上では、特段支障になるということではなく、逆にそういったことをしっかりしていけよというような意思表示とも受け止められるのかなというふうにも感じるところでございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

平野委員、いかがですか、今の議論は。

○ 平野貴之委員

いいと思います。

○ 加納康樹委員長

今村委員、いかがですか。

○ 今村厚美委員

前の段落の後のほうに入れていただいてもいいのかなというふうには感じました。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

では、そのように若干の追記をということで考えてまいりたいと思いますが。

○ 樋口博己委員

これは正副委員長に一任させていただければと思っています。

○ 加納康樹委員長

よろしいですか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

他の観点はよろしいでしょうか、この6項目め。

(なし)

○ 加納康樹委員長

というと、では、正副委員長で預らせていただいて、この回答の1段落目の最後辺りに、いただいたご意見に対して何らか追記をするということで調整をさせていただきたい

と思います。

となりますので、それを含め、本日皆様にお示しをしたところの確認はこれで全て取れましたので、若干のところ、ありますので、次回、予定どおり4月25日は開催ということで、特段皆さんよろしいですね。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

助平根性でいくと、ここでもう一気に何もかも終わったらという思いもなくはなかったんですが。

○ 樋口博己委員

そういう面で、私、正副委員長一任というふうにさせていただいたんですけれども。今日で終わるんだろうなと思っていました。

○ 加納康樹委員長

そういうことね。そういうニュアンスね。

○ 樋口博己委員

あとはこういうふうにしましたというメールを送っていただいたら。そういう面で正副委員長一任という意味です。

○ 加納康樹委員長

そういう意味ですね。分かりました。

となると、ただ、あと、特別委員会の手続的ところで、今日で皆さんにお集まりいただくのを最後にしようと思うと、事務局、テクニカルには何がありましたっけ。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

次回の4月25日の金曜日に委員会、1回取っていただいています、そのときに予定を

させていただこうとしていたのが、今、議論になっていますパブリックコメントの回答案の確定と、あと、発議をするに当たって、発議者の名簿に皆さんにご署名いただかならんとということと、あと、委員会としての報告書もございますもので、こちらの確認も、その場でしていただくのか、会議用システムにまた配信をさせていただくような形を取らせていただくかというところで、ちょっと議論をいただこうかなと思ってございました。

以上です。

○ 加納康樹委員長

というものはあるのはあるんですが、正副委員長として思っているところでいきますと、もし、4月25日、わざわざお集まりをいただくのを避けようと思うと、短時間で結構なんですけど、4月30日、閉会議会は開催せざるを得ない日程になっておりますので、その前後ぐらいでお集まりをいただいて、今、事務局が言ったようなこと、サインであったり、最終の確認というのをするという手もなくはないんですが、皆様いかがなものございましょうか。

○ 樋口博己委員

それをお願いします。

○ 加納康樹委員長

他の委員の方も。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

いいですか。

事務局、それで特段の問題はないでしょうか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

大丈夫です。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

そのサインは本会議の前のほうがいいんですかね。

○ 加納康樹委員長

上程は6月定例会議になるので、まだ、それは問題ないです。

では、皆様、今日のパブリックコメントの回答についての確認もさせていただきましたし、ここの最終のまとめというところも今申し上げましたように、4月25日にわざわざお集まりいただくのは避けさせていただいて、4月30日の閉会議会の後に多少時間をいただいで、短時間お集まりをいただくということで、最終の確認、サイン等をしていただくということで考えさせていただきたいと思います。よろしいですね。

○ 平野貴之委員

本会議の後に四役会議が入っているみたいなんですけど。

○ 加納康樹委員長

本会議何時やったっけ。

○ 平野貴之委員

午前10時から。

○ 加納康樹委員長

多少お手間かけますが、午前9時半という、先にするという手もなくはないんですが。

○ 平野貴之委員

僕はそれで。

○ 加納康樹委員長

そのほうがいいですよ。

○ 平野貴之委員

そうですね。時間確定しないですもんね、四役会議は。

○ 加納康樹委員長

そうですね。

日程的に事務局、午前9時半の特別委員会の設定、問題ないよね。

○ 小山議会事務局議事課主幹

問題ないです。

理事者の出席はよろしかったですか。委員だけということで。

○ 加納康樹委員長

もう委員だけで、理事者は特段。何か最後まで見守りたいというんだったら別にいいんですが。よろしいですよ。

では、理事者の出席はなしということで、今回は4月25日の開催はなしということで、4月30日、ちょっとばたばたしますが、閉会議会の開会前の午前9時30分に皆様ご参集をいただいて、最終の確認をしたいと思います。よろしいですね。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、以上をもちまして、本日の特別委員会としては終了とさせていただきますと思います。皆さんお集まりいただきましてありがとうございました。

○ 樋口博己委員

4月30日に署名をするんですけれども、その前にデータとして配信されるんですよ。

○ 加納康樹委員長

もちろん今言ったようなことに関してはあらかじめ配信させていただきます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

○ 加納康樹委員長

では、以上で終了です。ありがとうございました。

10 : 44 閉議